

鳥取市生活衛生営業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市生活衛生営業振興事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター又は生活衛生同業組合（以下「生衛団体」という。）の行う生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興のための事業に対し助成することにより、生衛業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、生衛団体とする。

(補助事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う別表の第1欄に掲げる事業とする。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助金の算定)

第5条 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（当該補助事業による収入があった場合はその額を除く。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初から事業開始するものについては、事業年度の4月1日までに交付申請を行うものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同様第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった

後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1項第1号又は第2号に規定する補助事業以外の場合とする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第7条の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条各号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月24日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

（経過措置）

2 平成30年度に実施する事業に限り、別表第3欄の補助率は8／100とする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別 表（第4条、第5条、第9条関係）

1 補 助 事 業	2 補助対象経費	3 補助率	4 重要な変更
<p>生活衛生関係営業の振興のために行う次の事業（複数の生衛団体が共催する事業を含む。）</p> <p>ア 後継者の育成に資する事業 イ 組合員の資質の向上に資する事業 ウ 消費者サービスの向上に資する事業 エ 組合員の持つ知識や技術等を生かすことで市民の生活衛生の向上や福祉の増進に資するとともに、生衛業を広くPRし振興につながる事業</p>	<p>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。ただし、補助事業による収入があった場合はその額を差し引いた額。（委託料については、鳥取県内事業者が施工（実施）するものに限る。ただし、やむを得ない事情で鳥取県内事業者への発注が困難と市長が認めた場合については、この限りでない。）</p>	17/100	<p>ア 本補助金の増額 イ 本補助金の2割を超える減額</p>

〇〇年度鳥取市生活衛生営業振興事業計画（報告）書

1 生活衛生関係営業の振興のために行う次の事業

ア 後継者の育成に資する事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

イ 組合員の資質の向上に資する事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

ウ 消費者サービスの向上に資する事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

エ 組合員の持つ知識や技術等を生かすことで市民の生活衛生の向上や福祉の増進に資するとともに、生衛業を広くPRし振興につながる事業

事業名	事業の内容	全体事業費	経費区分	対象経費	積算内訳

2 1の事業の合計額

全体事業費	補助対象経費	補助金額

3 事業全体の実施（予定）期間

年　月　日から　年　月　日まで

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

添付書類

補助対象経費に委託料が含まれる場合にあっては、施工（実施）業者の住所及び名称が確認できる書面

様式第2号（第6条、第10条関係）

〇〇年度鳥取市生活衛生営業振興事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本 年 度 予 算 額	前(本) 年度 予 (決) 算 額	比 較		適 要
			増	減	
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本 年 度 予 算 額	前(本) 年度 予 (決) 算 額	比 較		適 要
			増	減	
合 計					

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長

様

報告者 住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名 印

○○年度鳥取市生活衛生営業振興事業仕入控除税額確定報告書

鳥取市生活衛生営業振興事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額

1の(1)
(3 - 2) × _____ 金 円
1の(2)

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。